

## 人間文化研究機構建設工事等契約事務取扱要領

令和7年3月25日

〔機構長裁定〕

(趣旨)

第1条 この要領は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構契約事務取扱規則（以下「取扱規則」という。）第46条に基づき、人間文化研究機構における工事及び設計等請負契約に関する事務の取扱について定める。

(競争参加資格等審査委員会)

第2条 経理責任者は、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約により建設工事等（1件の予定価格が2千万円未満の工事又は1件の予定価格が1千万円未満の設計・コンサルティング業務を除く。ただし、工事又は設計・コンサルティング業務の内容によっては、この限りではない。）を発注しようとする場合は、次の各号に掲げる職員を指定し、競争参加資格等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置くものとする。ただし、特に必要と認める場合には、その都度審査委員以外の者を指定することができる。

一 一般競争入札及び事前に技術的適正等の審査を行う指名競争入札に係る審査委員会は、別表第1に掲げる構成員で組織する。

二 上記以外の指名競争入札及び随意契約に係る審査委員会は、別表第2に掲げる構成員で組織する。

2 審査委員会に委員長を置き、第1項第一号においては別表第1、第二号においては別表第2に掲げる構成員を充てる。

3 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、その結果を経理責任者に報告するものとする。

一 一般競争入札における競争参加資格の決定等基本的な事項

二 一般競争入札における競争参加希望者の競争参加資格の有無に関する事項

三 指名競争入札における競争参加者の選定に関する事項

四 随意契約によろうとする場合における見積依頼の相手方の選定に関する事項

五 その他関連事項

(プロポーザル方式による場合の業者選定等)

第3条 経理責任者は、取扱規則第26条第1項第14号の規定によりプロポーザル方式によって、建設工事に係る設計・コンサルティング業務を発注しようとする場合は、次の各号に掲げる職員を指定し、建設コンサルタント選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置くものとする。ただし、特に必要と認める場合には、その都度選定委員以外の者を指定することができる。

一 選定委員会は、別表第3に掲げる構成員で組織する。

2 選定委員会に委員長を置き、別表第3に掲げる構成員を充てる。

3 選定委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、その結果を経理責任者に報告するものとする。

一 公募型及び簡易公募型プロポーザル方式による場合は、技術提案書の提出者に要求

される資格に関する事及び技術提案書の提出を求める者を選定するための基準の関する事項

- 二 技術提案書を特定するための評価基準に関する事項
- 三 技術提案書の提出を求める者の選定に関する事項
- 四 技術提案書の特定に関する事項
- 五 その他関連事項

(入札監視委員会への報告)

第4条 経理責任者は、4機構公共工事入札監視委員会の組織及び運営等に関する実施要項(令和2年3月31日 4機構公共工事入札監視委員会連絡会議決定)第2条に規定する審議事項について、人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構及び情報・システム研究機構の4大学共同利用機関法人において共同設置する4機構公共工事入札監視委員会に報告するものとする。

(電子入札方式の実施)

第5条 経理責任者は、電子入札を実施しようとする場合は、文部科学省の電子入札システムを利用することができるものとする。この場合において使用する電子入札に係る官職基準は別に定める。

(工事成績評定)

第6条 経理責任者は、文部科学省工事成績評定要領(文教施設企画部長決裁 平成20年1月17日)に基づき、工事成績評定を行うものとする。  
2 経理責任者は、請負者からの工事成績評定に係る再説明請求があった場合は、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部に設置される工事等成績評定審査委員会での審議を文教施設企画・防災部長に依頼するものとする。

(設計業務成績評定)

第7条 経理責任者は、文部科学省設計業務成績評定要領(文教施設企画部長決裁 平成20年1月17日)に基づき、設計業務成績評定を行うものとする。  
2 経理責任者は、請負者からの設計業務成績評定に係る再説明請求があった場合は、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部に設置される工事等成績評定審査委員会での審議を文教施設企画・防災部長に依頼するものとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

別表第1 第2条第1項第一号における審査委員会の構成員

所属機関	構成員			
	委員長			
本部事務局	理事（総務・財務担当）	事務局長	財務課長	施設課長
国立歴史民俗博物館	管理部長	財務課長	博物館事業課長	財務課長補佐
国文学研究資料館	管理部長	総務課長	財務課長	学術情報課長
国立国語研究所	管理部長	総務課長	財務課長	研究推進課長
国際日本文化研究センター	管理部長	総務課長	財務課長	施設係長
総合地球環境学研究所	管理部長	財務課長	財務企画係長	-
国立民族学博物館	総務課長	企画課長	財務課長	-

別表第2 第2条第1項第二号における審査委員会の構成員

所属機関	構成員		
	委員長		
本部事務局	事務局長	財務課長	施設課長
国立歴史民俗博物館	財務課長	博物館事業課長	財務課長補佐
国文学研究資料館	管理部長	総務課長	財務課長
国立国語研究所	管理部長	総務課長	財務課長
国際日本文化研究センター	管理部長	総務課長	財務課長
総合地球環境学研究所	管理部長	財務課長	財務企画係長
国立民族学博物館	総務課長	企画課長	財務課長

別表第3 第3条第1項第一号における選定委員会の構成員

所属機関	構成員		
	委員長		
本部事務局	事務局長	財務課長	施設課長
国立歴史民俗博物館	管理部長	財務課長	財務課長補佐
国文学研究資料館	財務課長	総務課長	財務課長補佐
国立国語研究所	財務課長	総務課長	契約係長
国際日本文化研究センター	財務課長	総務課長	施設係長
総合地球環境学研究所	予算・施設委員会委員長	管理部長	財務課長
国立民族学博物館	総務課長	企画課長	財務課長